

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画 進捗管理まとめシート(令和 3(2021)年度)

計画期間：令和 3(2021)年から令和 12(2030)年



◆ はじめに ◆

このまとめシートは、令和3(2021)年6月に策定した「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画(以下「計画」)」に基づく人権施策について、令和3(2021)年度内にどのような取組が行われ、どのような効果・課題があったのかなど、その進捗状況等について検証した上で、結果を抜粋し、公表するものです。

なお、このシートの公表にあたっては、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」)」に報告し、意見聴取を行っています。

【 目 次 】

●評価のための視点について	2
●まとめシートに記載の取組について	3
●総評	
・審議会意見	4
・成果	5
・課題	7
●展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」	
・方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進	8
・方向性(2) 関係機関の連携強化	8
●展開方向2「人権侵害に関する相談と支援の充実」	
・方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握	10
・方向性(2) 差別の防止と偏見の解消	12
・方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備	14
●展開方向3「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」	
方向性(1) 学校園等における人権教育	16
方向性(2) 地域における人権教育・啓発	18
方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発	20
●展開方向4「市職員・教職員等への人権研修」	
方向性(1) 市職員（・教職員）への人権研修	21
方向性(1) （市職員・）教職員への人権研修	23
方向性(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修	25

◆ 評価のための視点について ◆

取組を推進していく上で重視すべき『視点』を設定し、その視点に基づいて取組を整理しました。

- ・視点は、『プロセス』も重視しながら『ゴール』を目指すことを意識して設定しました。
- ・「R3(2021)の取組」、「課題」、「今後の取組・方向性」は、視点ごとに示した方が良いもの、複数の視点を総括して示した方が良いもの、をそれぞれ判断し、整理しました。
- ・展開方向2は、取組の事業目的自体が視点そのものであるため視点は設けていません。

【視点一覧】

〔※視点は、展開方向毎に**白抜き文字**で記載しています〕

展開方向1「つながり、支え合う人権尊重のまちづくり」

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進／方向性(2) 関係機関の連携強化

視点

- ◆ 多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる
- ◆ マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる
- ◆ 市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる

展開方向3「あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進」

方向性(1) 学校園等における人権教育

視点

- ◆ 子どもの自己肯定感の醸成につなげる
- ◆ 子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちにつなげる

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

視点

- ◆ 新しい視点や気づきを得る
- ◆ 地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する
- ◆ 地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）
- ◆ とにかく読んでもらえる啓発資料

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

視点

- ◆ 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

展開方向4「市職員・教職員等への人権研修」

方向性(1) 市職員への人権研修

視点

- ◆ 職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する
- ◆ 職員自身の人権を守る意識の醸成
- ◆ 学びやすい環境づくり

方向性(1) 教職員への人権研修

視点

- ◆ 学びやすい環境づくり
- ◆ 子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

方向性(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者等への人権研修

視点

- ◆ 求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

◆ まとめシートに記載の取組について ◆

計画に連なる事業は130以上あり、その中から次のポイントに焦点を絞って選択・抽出した具体的な取組について記載しました。

また、取組の推進度を測るための参考指標として、展開方向の一部に『モニタリング指標』を設けました。

【ポイント】

- ① 『新しく取り組んだもの（新規事業など）』
- ② 『既存の取組を拡充したもの（拡充事業・主要事業）』
- ③ 『人権視点で見たときに創意工夫や新しい気付きがあったもの』
- ④ 『好事例として共有すべきもの』 など

※ 他の施策・計画において進捗を図ることができる人権問題（高齢者、障害者など）については、特筆すべきものを厳選して掲載しています。

※ 施策が異なるものの関連している取組については＜関連：●●＞という文言を記載しています。

※ 「昨年度の取組」、「課題」、「今後の取組・方向性」毎に連番となる数字を記載しており、それぞれの数字には、見出しに応じて連番となっているもの（P11やP13など）と、取組、課題、今後の方向性毎に連番となっているもの（P9やP19など）があります。

モニタリング指標一覧

展開方向	方向性	項目	目標	R3実績(2021)	直近実績	上昇率 下降率
1	(1),(2)	「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合	↑	68.6%	-	-
3	(1)	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合 (上：小学校、下：中学校)	↑	95.9% 95.7%	-	-
		「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↑	67.3%	-	-
4	(1)	人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合	↑	83.6%	-	-
		「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合	↓	-	-	-
		「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合	↑	-	-	-
		「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0%	-	-

◆ 総 評 ◆ < 審 議 会 意 見 >

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

[性的マイノリティに関する取組について]

「性の多様性」とは「様々な人が存在すること（属性の多様性）」をいうのではなく、そうした「様々な人たちが自分らしく生きることができること」をいう。性的マイノリティについては、カミングアウトしている人だけでなく、「カミングアウトしていない（できない）人たちが」周りの無理解に苦しめられている現状を意識し、誰もが自分らしく生きられるよう、取組を進められたい。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

[若年層の多様性理解について]

人権・民族や性別、性的指向、性自認などの多様なあり方については、若年層ほど寛容であるという傾向がみられる。しかし、現在の社会はこれらの多様性に必ずしも寛容であるとはいえず、さまざまな差別が生起しているのであるが、こうした社会の現状を多様性に寛容である若年層が肯定しているという調査結果が出ている。

たとえば、「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば、性別役割分担にとらわれず、結婚や出産などに関して多様な生き方を容認する傾向が若年層の回答に強くみられるのであるが、社会のさまざまな分野における男女の地位に関する設問において、家庭、職場、政治、法律などの分野で「男女が平等になっている」と最も多く回答しているのが若年層なのである。こうした若年層の多様性理解については、この社会にはいろいろな人がいて、「人それぞれ」でよく、自分は他者の生き方に干渉しないし、他者からも干渉されたくないという「他者の生き方に対する無関心」があるのではないか。

したがって、人種・民族や性別などの属性の多様性には寛容であるが、そうした多様な属性の人たちが自分らしく生きているのかという生き方の多様性には関心が及んでいないのではないかと考えられる。こうした「多様性の寛容さ」と「他者の生き方への無関心」が表裏一体となった若年層の考え方に働きかける教育・啓発が重要である。

[学校における校則について]

「みんな一緒」という学校文化と校則により、多様性を尊重する社会において、学校社会が多様性の乏しい場であり続けてきたことが前提にあり、生きづらさを感じてきた児童生徒がいるということを踏まえ、学級運営などの整合性を考慮しながら、多様性を尊重する新しい学校文化を創造し、校則を見直していくことが重要である。

4 市職員・教職員等への人権研修

[部落差別（同和問題）について]

長年に及ぶ部落差別（同和問題）に関する取組で培われた経験を有する市職員・教職員等が大量に退職したことで、同問題に関する知識・経験をほとんど有していない市職員・教職員等が急速に増えていることが喫緊の課題であることを十分に認識した上で、尼崎市における「市職員・教職員等への人権研修」において、部落差別（同和問題）について正しい知識を学ぶ研修を充実させていく必要がある。

◆ 総 評 ◆ < 成 果 >

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

各視点に基づく具体の取組が市内各地で見られ、地域でのつながりや支え合いの推進がみられた。

◆多様な人が参加し知り合える場づくり（代表例）

様々な団体等が連携し合同防災訓練を実施したことにより、視覚障害者や外国人、親子など多様な人が知り合える場となった事例や、尼崎朝鮮人学校に地域住民と出かけていき、交流や情報交換を行いオモニの会との交流につながった。

◆マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる（代表例）

障害のある子の親がつながり、悩みなどを気軽に話し合える場を地域でスタートさせたり、多胎児の家庭が直面する困難や悩みについて当事者同士が交流し学ぶ場を設けたりするなどの取組がみられた。

◆市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる（代表例）

ファッションをテーマにした交流会を実施するにあたり、チャリティショップを運営している障害者支援団体等と一緒に取り組むなど、多様な団体等と共に取り組んだ。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

各相談窓口において、現状認識と課題把握に取り組むとともに、社会的に大きな問題となっている人権課題など時宜をとらえた支援や啓発、障害者、外国人に配慮した情報発信、人権に配慮した防災等に取り組んだ。

（代表例）

- ・相談窓口の事例としては、令和3(2021)年5月に外国人総合相談窓口を設置し、全庁的に連携し横断的な支援を行った。相談内容は、言語の壁による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にベトナム語、中国語、英語のニーズが高いことが見えてきた。
- ・市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、当該職員が退職したSOGIハラスメント事案について、その問題点や課題を整理しその反省を今後の取組に繋げることが重要であるとの認識に立ち、市としての検証を行った。
- ・ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議文を発出するとともに、日本赤十字社に寄付を行った。また、ロシア人を含むヘイトスピーチ防止のため、市内商業施設にて啓発動画を放送した。
- ・プライバシーや住環境に特定の配慮が必要な障害者や要介護者の受入を想定した避難所開設・運営訓練、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品やアレルギー対応の食料品への備蓄計画の見直し、着替えや授乳で活用できる屋根付きの個室テントを導入する等、高齢者、乳幼児、性的マイノリティ、女性、妊婦や乳幼児を育てる方等に配慮した備蓄品の更新・充実を図った。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校園等】

- ◆子どもの自己肯定感の醸成と、◆互いの違いを認め他者尊重の気持ちに繋がられるよう、校則の見直しに向けた取組、日本語指導が必要な児童生徒への学習支援等、「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」等性をテーマにした学習、SNSやインターネットの適切な使い方の学習などに取り組んだ。

【地 域】

各視点に基づく事例がみられ、生活の身近な場における人権学習・啓発の推進が図れた。

◆新しい視点や気づきを得る（代表例）

マジョリティ特権をテーマにオンラインと会場の同時開催で実施し、人権を「思いやり・やさしさ」という心がけの問題ではなく、マジョリティ特権という新たな視点から気づきを得る機会とすることができた。

◆ 総 評 ◆ < 成 果（前ページのつづき） >

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【地 域】

◆地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する（代表例）

市民グループによる主体的な学習を推進する人権教育小集団学習では、一般の方が関心のある講座に参加できるようリーダー向け研修を公開講座にしたり、夏休みに親子を対象とする手話体験講座等を実施したりした。

◆地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）（代表例）

地域の小学校（聴覚障害児学級）やろうあ協会と協力して子ども向け手話教室を実施したり、地域の高校が多様な人権テーマで公開授業を開催する際に地域振興センターが地域住民へ情報提供、授業への参加、振り返りの会で地域住民によるコーヒーの振る舞いをしたりする等、地域とともに学ぶ機運を高めた。

◆とにかく読んでもらえる啓発資料（代表例）

「人権文化いきづつまちづくり計画」をイラストを用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成し、市民向けの人権啓発講座や職員研修で活用するとともに、事業者等にも広く周知した。

【事業者】

◆求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学べることを意識し、企業における就職差別をなくすため「部落差別解消推進法の意義と今後の課題」をテーマにしたほか、「ネット社会の人権と企業」「企業現場からみたメンタルヘルス対策」などをテーマに研修会を実施した。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】

◆職員は人権を実現する責務を負うことを自覚することを意識し研修に取り組んだ。具体的には、人権文化いきづつまちづくり条例の考え方等基本的な内容に加え、「マジョリティ特権（その集団にいてことで、労せず得られる優位性）」について学んだり、「ハンセン病」について法に基づき行った施策が人権を侵害していた歴史を学んだりした。

◆職員自身の人権を守る意識の醸成を図るため、「職場お悩み相談」の庁内周知を図り、気軽に相談できる体制を整えたことで相談件数が増加し、職場環境に関する現場の実状把握がより図られた。

◆学びやすい環境づくりとして、オンライン形式で実施した研修を後日動画配信により共有できた。

【教職員】

◆学びやすい環境づくりとして、オンライン形式でも人権研修を実施した。

◆子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めることを意識し研修に取り組んだ。具体的には、いじめに関する感度の向上を図る研修、体罰防止研修のほか、「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座を開講するとともに、全校で人権に関する校内研修に取り組んだ。

【特定職業従事者】

◆求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学べることを意識し、ケアマネジャー等に虐待発生時の対応等に関する研修や、民生児童委員に避難行動要支援者の避難支援等に関する研修を実施した。

◆ 総 評 ◆ < 課 題 >

1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり

各視点に基づく取組事例が見られるが、取組が全市的に広がっているとまでは言い難く、こうした取組を全市的に広げていく必要がある。

2 人権侵害に関する相談と支援の充実

- ・相談者が抱える課題が複雑化かつ多様化しており、1つの相談窓口では解決できない事例が多く、相談者に寄り添った支援を行うためには、相談窓口の相談員が専門的な知識を有していることに加えて、幅広く関係機関の情報を把握していることが求められる。また、開設から間もない相談窓口や既存の窓口も含め、その支援内容等の周知が十分ではない。
- ・相談窓口において人権問題に関する実態把握に努め、適切な対応や環境整備につなげていく必要がある。
- ・引き続き緊急時の備えや合理的配慮の取組を推進していく必要がある。
- ・人権施策を適切に推進するためには各人権問題についてその実態を把握する必要があるが、同和問題に関する調査が長らく未実施であり、実施に向けた検討を行う必要がある。

3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進

【学校園等】

- ・人権を「思いやり・やさしさ」という心情主義的なレベルではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ視点や他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点を意識する必要がある。
- ・今後も日本語指導が必要な児童生徒の増加が考えられることから、より一層の支援が必要であり体制の充実が課題である。
- ・校則については、児童生徒が校則の見直し過程に参加し、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒が自分の力を発揮し自主性を伸ばすものとなるよう配慮しながら校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につなげていく必要がある。
- ・情報モラル向上のため、継続して研修等を行っていく必要がある。また、スマートフォン等の利用ルールづくりは、保護者や地域も巻き込んで、学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。

【地 域】

- ・多様化する人権問題に対応するため、各視点を意識した講座・啓発等を実施していく必要がある。
- ・人権教育小集団学習のグループ数の減少への対応を検討していく必要がある。また、助言者である人権啓発推進リーダーの担い手育成の必要がある。

4 市職員・教職員等への人権研修

【市職員】

- ・全ての職員に市民の人権を実現するという姿勢が十分浸透できていない状況である。
- ・人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。
- ・人権に関する知識不足により相手を傷つけてしまい、信頼関係を損なう事案がおきており、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を負う市職員として、様々な人権問題の知識を備える必要がある。

【教職員】

- ・教職員の指導力向上にあたっては、児童生徒が人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点や、他者の権利を尊重する気持ちを醸成する視点について、導く側が再認識する学びの場を確保する必要がある。
- ・いじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させたり、「体罰等防止ガイドライン」の周知及び実践に活かせる具体例を増やしたりする必要がある。
- ・子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深めるといった視点から取組を推進していく必要がある。

展開方向1 つながり、支え合う人権尊重のまちづくり 【1（1）、（2）】

方向性(1) 地域でのつながりや支え合いの推進

方向性(2) 関係機関の連携強化

モニタリング指標

「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合【68.6%】（R3(2021)年度の市民意識調査より）

多様な人（性別、年齢、障害、国籍、家庭環境など）が知り合える場をつくる

R 3(2021)の取組

- ① 地区消防団が発起人となって実施した地域合同の防災訓練にて、消防団員にベトナム人女性がいたことから、チラシをベトナム語に翻訳し、ネット配信も行った結果、2名のベトナム人の参加があった。また、社協のつながりにより視覚障害者の参加や、小学校にチラシを配布したことで親子の参加も多くみられた。【(園田) 防災訓練】
- ② 地域住民の交流や情報交換を行う場について、地域住民の「ここに行ってみよう」という声をもとに地区内の様々な施設を開催場所とした。中でも、尼崎朝鮮人学校で実施した際には、当該学校の歴史や現在置かれている状況等について学び、オモニの会との交流につながった。【(大庄) ことはじめ会議】
- ③ 地域交流文化祭や、高齢者の居場所事業に保育園児を招く交流事業のほか、子ども食堂を発展させ、子どもだけでなく高齢者も対象とした「みんなの食堂事業」を実施し、多様な世代が交流できる場をつくることができた。【地域総合センター指定管理者管理運営事業】

マイノリティ同士が悩みや思いを共有できる

R 3(2021)の取組

- ④ 障害のある子どもを育てる母親たちが互いにつながり子どもの発達や子育てについて不安や悩み、問題などを気軽に話し合える場が欲しいという声を受け、月に一度のつどいの場を地域でスタートさせた。実施にあたっては、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）に出席を依頼し、悩みを共に考えサポートする場にすることができた。【(小田) びあテラス】
- ⑤ NPOの発意により、地域に暮らす双子育児を経験した方の協力を得て、多胎児がいる家庭の交流会を実施した。多胎児の家族が直面する困難さや悩みについて当事者同士の共有だけでなく、職員も学ぶことができ、気づきにくいマイノリティに目を向ける大切さへの気づきとなった。【(武庫) ふたご会】

市の各部局や地域住民・団体と一緒に作り上げる

R 3(2021)の取組

- ⑥ ファッションを共通テーマとした交流会の実施にあたっては、「ふくる」というチャリティショップを運営している障害者支援団体等と一緒に取り組んだ。【(立花) チャリティショップ de コーデバトル】
- ⑦ 地区消防団が発起人となり、地区自主防災会、小学校PTA、地域学校協働本部、見守りネット、消防署、社協、災害対策課、地域課が連携して地域合同の防災訓練を小学校で実施した。【(園田) 防災訓練】
- ⑧ 地域住民、施設の利用者、近隣学校や関係機関等で構成する「地域総合センター運営委員会」を全センターに設置することができた。地域交流の拠点としてより良い施設となるよう多方面からの意見を聴くことができ、一例として館内照明をLEDへ改修したり、青少年の居場所としての更なる利便性の向上のため、Wi-Fi環境の充実化などを行ったりするなど、効果的な事業運営につながった。【地域総合センター指定管理者管理運営事業】

【課題】

- ① 市内各地で上記視点にもとづく取組事例が見られるが、取組が全市に広がっているとまでは言い難い。

今後の取組・方向性

- ①職員が地域住民の身近な存在となるために、団体や属性、役職などによって左右されない人と人との関係、人となりや、その人の普段の活動や得意なことなどを互いに知っている、顔見知りのゆるいネットワークを広げていく。
- ②取組の中に人権の視点がどう含まれているか、マイノリティを意識しながら取り組む。
- ③他地区（他部署）の取組の情報を共有し、良い取組は積極的に参考にして取り入れる。

【事例ごとのエピソード】

①当事者と関係者を広くつなげるネットワークづくり

障害のある子どもを育てる母親たちが互いにつながり子どもの発達や子育てについて不安や悩み、問題などを気軽に話し合える場が欲しいという声を受け、月に一度のつどいの場を地域でスタートさせた。実施にあたっては、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）に出席を依頼したことで、悩みを共に考えサポートする場にする事ができた。また、インクルーシブ教育について学びたいという声が上がリ、大空小学校初代校長を講師に講演会を実施したところ、不登校の子を育てる親や教職員等多くの方が受講し当事者や関係者を広くつなげることができた。（小田）ぴあテラス

②新しい人、多様な人と出会うために出かけていく

地域住民の交流や情報交換を行う場について、参加者が固定化していたことから、令和3(2021)年度から隔月で地区内の様々な施設を開催場所にしたところ、新しい方が参加したり、施設関係者と参加者が交流したりして、新たな出会いが生まれた。なかでも「地区内にある学校なのに、行ったことが無い。行ってみたい。」という声を受けて、尼崎朝鮮人学校に出かけていき、当該学校の歴史や現在置かれている状況等について知ることができた。朝鮮半島にルーツがあれば国籍は問わず、韓国籍、日本籍の子どももいることを初めて知った人も多かった。その出会いをきっかけに、オモニの会と交流し、阪神大震災の際に炊き出しをして地域住民と関わったことや、当該学校に通わせる保護者の思いを知ることができた。（大庄）ことはじめ会議

③ファッションという共通テーマで楽しく互いを知る

ヨーロッパで多くみられる「チャリティショップ」のしくみ（できることを出し合うことで社会課題の解決に寄与する）について学んだ後、ファッションを共通テーマに車いすの方と健常者とが互いにコーディネートし合い、楽しみながら交流することができた。また、実施にあたっては、「ふくる」というチャリティショップを運営している障害者団体等と一緒に取り組んだ。（立花）チャリティショップ de コーデバトル

④気づきにくいマイノリティ（※）に焦点を当てる

多胎児がいる家庭が暮らしやすいまちをめざし活動するNPO「ふたご会」の発意を受け、地域に暮らす双子育児経験者の協力を得て、多胎児がいる家庭の交流会を実施した。こうした取組を通じ、多胎児の家族が直面する困難さや悩みについて当事者同士の共有だけでなく、職員も学ぶことができ、気づきにくいマイノリティに目を向ける大切さへの気づきとなった。（武庫）ふたご会

⑤当事者が支援者になる、それが実現できる場づくり

地域課が毎月実施している「みんなのホームルーム」という地域交流の場に来ていた元不登校の若者から、「不登校の子どもたちに勉強を教えたい」という思いを聞いたことを受け、利用者に勉強を教えるボランティアとして、当該若者が活動できるようにした。（武庫）「よっといで！」

⑥防災を通じて多様な人が助け合う風土づくり

地区消防団が発起人となり、地区自主防災会、小学校PTA、地域学校協働本部、見守りネット、消防署、社協、災害対策課、地域課が連携して地域合同の防災訓練を小学校で実施した。消防団員にベトナム人女性（1名）がいたことから、地域で暮らすベトナム人にも参加を呼びかけるため、チラシをベトナム語に翻訳し、ネット配信も行った結果、2名のベトナム人女性の参加があった。また、社協のつながりにより、視覚障害者（1名）の参加や、小学校にチラシを配布したことで、親子の参加も多くみられた。（園田）防災訓練

マイノリティ：従属、権力の中心から遠い、周辺化された集団のこと(※)
 マジョリティ：主流側、より権力の中心に近い集団のこと(※)
 (※数の多寡の問題だけではない)

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（1）】

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

方向性(1) 相談体制の充実と人権侵害の実態把握

R3(2021)の取組

① 外国人総合相談窓口を設置（R3(2021).5） 【R3(2021)相談実績：464件 のべ550件】

教育や子育て、生活、コロナ、在留資格等、全庁的に連携し横断的な支援を行った。相談内容は、言語の壁による行政窓口の手続きに関するものが多い。本市の外国籍住民の半数を占める韓国・朝鮮籍の方からの相談は少なく、特にニーズが高いのは、ベトナム語、中国語、英語の3言語であることが見えてきた。＜関連：2(3)【今後の取組】③、④＞

② 性的マイノリティ相談窓口（R2(2020).7～） 【R3(2021)相談実績：20件】

毎月第4火曜に実施。自分のセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について助言や情報提供を行うことができた。

③ DV相談（配偶者暴力相談支援センター） 【R3(2021)相談実績：460件（うち一時保護10件）】

DV相談内容は複合的な要因を伴っており、特に児童虐待と密接な関連があることから、子ども関連部署を始めとする複数の関係機関と緊密に連携を図りながら支援を行っている。

④ 子ども・子育て相談（いくしあ） 【R3(2021)相談実績：1,603件】

- ① 子ども・子育て相談に入る相談は、子どもの発達状況が気になる、学校に行けないといった、子どもの育成上の課題に関する相談が全体の7割程度を占めている。
- ② 相談者の9割が家族、親戚からということもあり、児童虐待といった不適切な養育を主訴とした直接的な相談は少なくR3(2021)年度は8件であったが、それ以外にも相談対応をおこなう中で児童虐待が疑われる内容が36件あり、合計44件について児童ケースワーカーや関係機関と連携した支援を行った。
- ③ よくある相談や問い合わせに対して、即時に対応できるようマニュアルを改訂し、スムーズな支援につなげた。また、専門家によるスーパーバイズを相談員全員が受け、スキル向上や課題の共有化を図った。
- ④ 令和3(2021)年度から、子ども・子育て相談と教育相談の相談窓口を一本化し、スクールソーシャルワーカーを含め都度情報共有し、学校との連携を強化している。

⑤ 心の教育相談（教育委員会事務局） 【R3(2021)相談実績：3,872件（電話：968件、面接：2,904件）】

- ① いじめや不登校、虐待等子どもをめぐる人権問題において、子どもと保護者、教職員、市民等を対象にした電話相談や面接相談、出張相談、匿名報告アプリを活用した相談を行っている。
- ② 相談の内容は、不登校に関する相談が最も多く（1,708件（電話：395件、面接1,313件））、その原因には、起立性調節障害といった医療的な支援を要するケース等もあり、臨床心理士が相談者に寄り添いながら関係機関と連携し、適切な支援に取り組んだ。
- ③ スクールソーシャルワーカーの勤務時間をこれまで6時間の週3日体制のみであったものを週5日体制に拡充（一部週3日体制も維持）することにより昨年度と比べ、363件の相談実績が増え、友人関係、ネグレクト等の家庭内の悩み等について早期発見、早期対応し、その後の支援につなげることができた。

⑥ ユース相談支援事業 【R3(2021)支援対象：35件（R元(2019)：6件、R2(2020)：38件、のべ79件）】

いわゆるひきこもりやそれに近い状態にある青少年及びその家族に対し、個別支援の他、当事者活動や家族交流会を実施した。その結果、就労や大学進学等希望の進路に進む対象者や、自室にひきこもっていた対象者がリビングに出たり、当該事業で実施する当事者活動に参加したりするなど、社会参加の機会を持てるようになってきている。また、義務教育課程終了後の支援が途切れないように、市内全中学校に対象者がいないか連携相談を行ったところ、対象者を把握し、その後の支援につなげることができた。

⑦ 子どもの人権を守るための第三者委員会（子どものための権利擁護委員会）の設置（R3(2021).7）

【R3(2021)相談実績：40件】

相談内容としては、学校・保育施設等や教職員の指導上・対応上の問題、不満が多く、こうした相談を受け付け、第三者的な立場から調査・調整を行い、子どもの意思や意見が尊重される最善の解決策を子どもや保護者と一緒に考えた。また、子どもが自身の思いや考えを表明する権利を行使できるよう、学校や市教育委員会と調整し、意見表明できる機会を提供した。

⑧ 児童相談所の設置に向けた取組（R8(2026)設置） 【R3(2021)相談実績：-件】

令和元(2019)年10月に子ども家庭総合支援拠点として「子どもの育ち支援センター いくしあ」を設置し、子どもの成長段階に応じた切れ目ない総合的な支援を行っているが、児童虐待等に対応するための一貫した支援体制を整えるため、中核市として児童相談所を設置することとした。また、児童相談所の設置に向けた基本的な考え方を示す「(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針」の策定にあたっては、中学生・高校生・大学生等や支援者等の関係団体、本市の児童虐待等に従事する現場職員などから意見を聴き、目指す姿や考え方を整理した。

⑨ 各地域総合センター等における相談事業 【R3(2021)相談実績：1,063件】

- ・コロナ禍においては、感染症対策を取りながら相談事業を継続して実施した。相談内容は、特別給付金の支給に関する福祉相談や、コロナワクチンの接種に関するものが多く、新型コロナウイルスに関する生活相談ニーズが高まっている。(地域総合センター)
- ・ダイバーシティ推進課及び尼崎人権啓発協会が実施する人権相談において、娘の結婚相手が尼崎市出身で同和地区出身なのかを教えて欲しいとの相談があった。そうした問合せ自体が差別にあたる旨を指摘したが、部落差別(同和問題)については、対面であからさまに差別発言を行うことは少なくなっているものの、平成30(2018)年度に実施した人権に関する市民意識調査においても、同和地区出身者との結婚について「結婚しない」と回答する割合が36%となっており、依然として差別意識の解消には至っていないことが分かった。(人権啓発協会)

【課題】

- ①外国人総合相談窓口においては、ニーズの高い本庁外の行政窓口における通訳支援に対応する必要がある。また、外国人総合相談窓口に来られていない外国籍住民のニーズの把握ができていない。
- ②性的マイノリティ相談窓口の相談者は、自身のセクシュアリティについて知られたくないとの思いから在住自治体以外への相談を希望することも多く、広域での連携も必要である。
- ③コロナ禍等の社会情勢も相まって相談者が抱える課題が複雑かつ多様化しており、1つの相談窓口では解決できない事例が多い。
- ④相談者に寄り添った支援を行うためには、相談窓口の相談員が専門的な知識を有していることに加え、幅広く関係機関の情報を把握していることが求められる。
- ⑤開設から間もない相談窓口や既存の窓口も含め、その支援内容等の周知が十分ではない。
- ⑥性被害の問題については、被害の防止、被害後の支援ともに十分ではない。
- ⑦人権施策を適切に推進するためには、各人権問題についてその実態を把握する必要があるが、同和問題に関する調査が長らく未実施であり、実施に向けた検討を進める必要がある。

今後の取組・方向性

- ①外国人相談窓口の相談員を週2日程度の勤務から週5日勤務とし、本庁外への同行支援を行うなど窓口の体制強化を図る。また、外国籍住民向けのアンケート調査を実施し、国籍や在住期間などの実状も意識しながら、実態とニーズの把握を行う。
- ②性的マイノリティ相談窓口については、市外への相談も可能になるよう近隣自治体と連携のもと、他市の相談先一覧もあわせて周知していく。
- ③日々の相談の中から見えてくる課題に対応できるよう、関係課との情報共有や、事例について共に学ぶ場を設けるなど普段から顔の見える関係づくりを築いていく。また、県や関係団体、近隣自治体等とのネットワークの構

築に努める。

- ④相談窓口の性質（対象）に合わせ、多様な情報発信（SNSの活用等）や市政出前講座を活用するなど、支援内容の周知及び啓発に努める。
- ⑤妊娠SOS相談（兵庫県）などの相談機関の周知に取り組む。また、緊急避妊薬の費用助成について調査研究を進める。
- ⑥地域総合センターにおける相談事業については、隣保館として地域住民からの様々な相談に適切に対応できるよう、職員が全国隣保館連絡協議会や兵庫県隣保館連絡協議会が実施する専門研修を受講したり、市が実施する関係会議に参加したりして相談業務のスキルアップを図っていく。
- ⑦人権に関する市民意識調査とあわせて、国勢調査を活用した旧同和地区等に関する分析調査の実施について検討を行う。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（2）】

方向性(2) 差別の防止と偏見の解消

展開方向2は、事業目的が視点そのものであるため、視点は設定しない。

R3(2021)の取組

① 性的マイノリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等の解消

- ①性的マイノリティとその理解者（理解しようとする人）が集うコミュニティを当事者団体と共催実施した（参加者のべ183人）。発言しない自由も担保しながら運営スタッフが声かけを行い、誰もが参加しやすい雰囲気運営したことにより、日常生活でカミングアウトしていない当事者も自身の悩みや経験を話すことができたり、当事者以外の参加者が性のあり方に関して感じていること等を話すことができたりした。
- ②「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」に基づき宣誓者の転出時の手続きを簡略化し（実績1件）、阪神間が連携したさらなる取組として、共通啓発ロゴを作成した。
- ③性的マイノリティは、周りの無理解により生きづらさを感じることがあり、そうした無理解をなくしていくための啓発が重要である。そのため「性の多様性への理解を深めるサポートブック（職員及び市民向け）を作成し、全小学校・中学校、高等学校、中学校性教育研究会、養護教諭研究会、経営者協会、商工会議所、兵庫県宅地建物取引業協会へ広く周知を行った。
- ④性的マイノリティが充実した社会生活及び家庭生活を送ることができるよう、安心な環境のもとで人生のパートナーに出会うことのできるイベント「虹コン」を尼崎南ロータリークラブ及び当事者団体と共催で実施した。（16人参加し、3組成立）
- ⑤「令和元(2019)年 SOGI ハラスメント事案」（令和元(2019)年、市幹部による性的マイノリティ職員への指導をめぐり、同年度末に当該職員が退職した事案）について、本事案の問題点や課題を整理し、その反省を今後の取組に具体的につなげていくことが重要であるとの認識に立って、市としての検証を行った。
- ⑥第4次男女共同参画計画については、副題を「性の多様性を前提としジェンダー平等な社会をめざそう」とし、広く市民向けに説明動画を配信するとともに、ジェンダー平等に関する日常の1コマをイラストで表現するなど、市民にとって分かりやすい計画とした。
- ⑦女性センターでは、「見つけよう！私らしい働き方」、「楽しく学ぼう ZOOM の基本」等コロナ禍のニーズに合わせた講座を実施した。また、オンラインセミナーをオンラインと会場との両方で受講可能とするなどコロナ禍においても学びやすい環境整備を行った。
- ⑧女性センターにおいては、困難な状況にある女性への支援について検討を行い、就労講座のあり方やカフェスペースの有効活用など、女性センター運営委員会の意見も聞きながら見直しを行った。

② ハンセン病問題への正しい理解と差別の歴史を学ぶ

「ハンセン病問題」に取り組む市民団体の発意により、市役所本庁舎等でパネル展を共催で実施した。来場者の目にとまるよう、漫画を題材としたパネルを準備したり、市民課待合室を展示室として利用したりするなどの工夫を凝らした。さらに、パネル展示とあわせてパネルの題材となった漫画の作者を講師に講演会を実施したことで、

ハンセン病やその人権侵害の歴史について学びが深まった。また、市民団体協力のもと講演会前に地域課職員がハンセン病について学ぶ場を設け、地域住民だけでなく地域啓発を担う職員も共に学ぶ機会を得ることができた。（ダイバーシティ推進課）（中央地域課）人権啓発事業
<関連：4(1)（市職員）②係長級以上研修（ハンセン病）>

③ ウクライナ問題

ロシアによるウクライナ侵攻に対して、尼崎市長と尼崎市議会議長の連名で、ロシアに抗議文を提出するとともに、日本赤十字社が行う「ウクライナ人道危機救援金」に支援金（3,000千円）を寄付した。

④ 新型コロナウイルスにかかる差別の防止

- ① 尼崎市が主体となり、阪神7市1町が連携して「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発信し、同メッセージのポスターを作成して公共施設や市内の主要駅に掲示した。
- ② 新型コロナウイルスに係る差別や誹謗中傷等に対し、兵庫県や県の人権啓発協会が専門の電話相談窓口や弁護士相談窓口を実施したことを市のホームページを通じて周知した。

⑤ ヘイトスピーチの防止

阪急電鉄に差別的なビラが放置された事象を受け、「ヘイトスピーチ、許さない」のポスター（法務省作成）を市内3駅（塚口、武庫之荘、園田）に掲示したほか、市内の商業施設（キューズモール）において、3月8日～21日までデジタルサイネージ（※）を使用した法務省のヘイトスピーチに関する啓発動画を放映したことで、多くの人に見てもらうことができた。

（※映像表示装置とデジタル技術を用いた電子看板。屋外・店頭・公共施設などに設置して広告や各種案内を表示する。）

⑥ インターネット上の差別書込みへの対応

（公社）尼崎人権啓発協会へ委託しているモニタリング事業により、インターネット掲示板や動画投稿サイト等における差別的な投稿に対して監視体制を置き、削除要請を行い多くの投稿を削除することができている。（R3(2021)：実績 471 件要請、441 件削除）また、尼崎市のみの取組だけでは抑止効果が限定されることから、他自治体のモニタリングも併せて実施している。（他自治体分 R3(2021)実績：4,050 件要請、3,632 件削除）さらに、視察（R元(2019)8 件、R2(2020)5 件、R3(2021)2 件）や、講師依頼（R元(2019)8 件、R2(2020)5 件、R3(2021)1 件）に応じるとともに、当該事業の全国的な広がりを後押しし他自治体等とのネットワーク強化に取り組んでいる。（ネットワーク自治体(団体)数：R3(2021)83 団体）

一方、旧同和地区を晒し差別を助長する動画が YouTube に複数地区掲載されている問題が生じているが、市の要請だけでは削除されないことから、市と人権啓発協会が国の機関である神戸地方方法務局尼崎支局へ外向き削除を依頼した。<関連：4(1)（市職員）④インターネットモニタリング研修>

【課題】

- ① 性的マイノリティは、周囲の無関心や偏見によりカミングアウトできない人が多く、そうした人たちは差別されることを恐れ、自分を偽って生きざるを得ない状況がある。性的マイノリティが生きづらさを感じることなく自分らしく生きられるよう、性の多様性の理解促進を含め、ジェンダー平等に向けたさらなる取組を推進していく必要がある。また、「令和元(2019)年 SOGI ハラスメント事案」の検証を踏まえ、人権行政を推進する職員の人権を守るとともに、性の多様性等人権に関する職員の感度を上げていく必要がある。
- ② ウクライナ情勢を受け、避難民等受入れを想定した支援策の検討が課題である。
- ③ コロナ禍における不当な取扱いや偏見への対応が必要である。
- ④ 旧同和地区の動画を YouTube から削除されるよう、可能な取組は行っているが、依然として削除されおらず、インターネット上での人権侵害への取組が課題である。

今後の取組・方向性

- ① 阪神7市1町「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」に基づき作成した共通啓発ロゴを活用し、ALLY（性の多様性に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩み、主体的に行動する人）育成に向けた取組を実施する。
- ② 職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事案を教材とした職員研修の実施等に取り組む。
- ③ 「第4次男女共同参画計画」については、公共施設等への配架、HP等の活用の他、産業関係団体へも協力を呼びかけ広く周知していく。また、DV相談支援センターを軸としたより効果的な被害者支援に向け、「第3次DV対策基本計画」を策定する。＜関連：2(1)③DV相談＞
- ④ 女性センター・トレピエにおいて、旧カフェスペースを活用した就職活動に使えるスーツ等を提供する事業や就労支援セミナーを実施し、シングルマザー等困難な状況にある女性への支援の充実を図る。
- ⑤ ウクライナ避難民等の支援については、兵庫県や民間支援団体とも連携しながら情報収集を行うとともに、可能な支援策について検討を行う。
- ⑥ マスク着用やワクチン接種等にあつわる差別や誹謗中傷等に対し、「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集などを用いて正確な情報の周知や啓発を行うとともに、県や県の人権啓発協会が行う専門相談窓口の周知に取り組む。
- ⑦ ヘイトスピーチの防止については、令和3(2021)年度に初めて取り組んだデジタルサイネージをはじめ、できるだけ多くの人の目にふれる啓発を行っていく。
- ⑧ 旧同和地区の動画がインターネット上に晒されている問題については、引き続き国への働きかけや啓発を行うとともに、プロバイダーへのアプローチや相談体制のあり方について検討を行う。また、インターネットモニタリング事業については、引き続き、他自治体とのネットワーク強化を進めていく。

展開方向2 人権侵害に関する相談と支援の充実

【2（3）】

方向性(3) 誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備

R3(2021)の取組

① 人権に配慮した防災の取組

プライバシーや住環境に特定の配慮が必要な障害者や要介護者の受入を想定した避難所開設・運営訓練を企画したほか、市の防災総合訓練では、多言語での避難誘導訓練を取り入れた。また、備蓄計画について、長期保存が可能な食料品、栄養バランスに優れ、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品やアレルギー対応の食料品に見直し・更新を行うとともに、着替えや授乳で活用できる屋根付きの個室テントを導入する等、高齢者、乳幼児、性的マイノリティ、女性、妊婦や乳幼児を育てる方等に配慮した備蓄品の更新・充実を図った。

② 情報・コミュニケーション支援

- ① コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じなかったため、実際の利用までは至らなかった。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに設置した点字プリンターを活用し、コロナワクチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発送希望者やその家族等の円滑な情報取得に繋がった。
- ② ごみの正しい分別・処理方法などを記載した「家庭ごみべんりちょう」の多言語版（英語、中国語、韓国語）は、これまで市のホームページ上でしか閲覧できなかったため、外国籍住民も利用しやすいものとなるよう関係課と連携して検討を行った。
- ③ 毎年度更新している本庁舎の庁内案内板については、英語、韓国語の2言語の外国語表示を行っている。（掲示場所：北館及び南館の1階ロビー）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞
- ④ 市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において外国籍児童・生徒の需要が高まっていることから、子ども向け日本語ボランティアの養成講座（4回の連続講座）を実施した。

③ ハード面の取組

- ① 既存の市営住宅のエレベーター設置による共用部分のバリアフリー化（令和3(2021)年度は南武庫之荘地区においてエレベーターを1基設置）
- ② 公園施設のバリアフリー化（令和3(2021)年度は長洲本通北公園の拡張工事でスロープを整備）

【課題】

- ① 防災訓練の実施、避難所運営や備蓄品の更新については、人権尊重・多文化共生、要配慮者や人権侵害防止の視点を踏まえて取り組む必要がある。
- ② 引き続き緊急時の備えや合理的配慮の取組を推進していく必要がある。
- ③ 行政文書の多言語化など外国籍住民の言語の壁の解消に向けた取組が課題である。

今後の取組・方向性

- ① 人権尊重・多文化共生や要配慮者の視点を意識し、防災訓練において多言語での避難誘導訓練等を実施するとともに、避難所における人権侵害の防止を図るため、パーティションを活用した避難スペースの確保や性的被害防止の啓発に取り組む。また、備蓄計画に沿って、高齢者や乳幼児等に配慮した食料品やアレルギー対応の食料品へ備蓄品目の更新を行う。
- ② 身体障害者福祉会館の移転にあわせて、情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。
- ③ 家庭ごみべんりちょうについては、英語、中国語、韓国語に加え、新たにベトナム語版を作成する。＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞
- ④ 本庁舎の庁内案内板更新の際に、ニーズに沿った言語表記対応を行う。（令和4(2022)年度は日本語、英語、ベトナム語の表示）＜関連：2(1)①外国人総合相談窓口＞
- ⑤ 日本人向けの「やさしい日本語講座」を継続して実施していくとともに、地域の日本語教室や国際交流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進める。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（1）】

方向性(1) 学校園等における人権教育

教育委員会事務局

モニタリング指標

「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合【67.3%】
（あまっ子ステップ・アップ調査から）

「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合
【小：95.9%、中：95.7%】

子どもの自己肯定感の醸成につなげる

R3(2021)の取組

- ①日本語指導が必要な児童生徒については、来日後1年間は県の子ども多文化共生サポーターを、その後は市から多文化共生支援員を派遣し、日本での生活適応や学習支援等を行っており、学校生活での不安を取り除き心の安定を図る支援ができた。（多文化共生教育【R3(2021)支援員派遣実績 支援員26人 対象生徒70人】）
- ②社会科や家庭科、保健体育科、道徳の教材等を通じて、男女分け隔てなく接する態度や第二次性徴、男女共同参画社会等について発達段階に応じ、学習指導要領に示された学習に取り組むとともに、外部講師による講演会や人権週間の取組等を通して人権について考える機会を持つことができた。（男女共生・性教育）
- ③各学校の長い歴史の中で、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて校則を策定してきた。しかしながら、現在の多様性を尊重する社会に適切ではない校則もあり、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することが必要であり、文部科学省からの通知でも見直しについて示されていたことから学校の校則の見直しについては、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況や時代の変化等を踏まえて絶えず積極的に見直ししていく必要がある。中学校では、毎月開催される生徒指導研究協議会において、各校の現状や見直し状況について情報交換を行い、共有した。取組を進めている学校では、生徒会など生徒の意見を受け止める機会を設けて、靴や靴下の色、髪型、女子のスラックスの選択等、校則の見直しに反映させている事例も多い。（校則の見直し【R4(2022)女子スラックス導入校数13校】）

【課題】

- ①今後も来日する児童生徒が増加することも考えられることから、より一層の支援が必要であり体制の充実が課題である。（多文化共生教育）
- ②校則の策定に当たっては、児童生徒が校則の見直し過程に参加し、自分たちで考え決めたことで責任をもって行うことができるようプロセスを大切にして、自主性を伸ばすものとなるよう配慮しながら、進める必要がある。（校則の見直し）

今後の取組・方向性

- ①教育活動全体を通して、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育に取り組み、学校園ごとに課題意識を持って、多様な人権問題を啓発・推進していくよう働きかける。また、文科省の生徒指導提要の改訂を踏まえ、児童の権利に関する条約の教職員・児童生徒・保護者等への周知を図る。
- ②男女共生、性教育については引き続き、発達段階に応じた学習に取り組む。また、全中学校において、「予期せぬ妊娠」・「デートDV」・「性的マイノリティ」の3テーマを在籍3年間で学習することを通して、性についての教育の充実を図る（男女共生・性教育）＜関連：4(1)（教職員）⑤自主研修グループの支援＞
- ③校則の見直しについては、各学校が児童生徒や地域の実情に合わせて見直しを絶えず進めていく。児童生徒が見直し過程に参加した好事例を市内全体に広めていきながら、具体的な校則の見直し過程への参加方法やプロセスの共有を図る。（校則の見直し）

子どもたちが互いの違いを認め他者尊重の気持ちにつなげる

R 3 (2021)の取組

- ④異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるため、各教科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に読本を活用した学習や、自国と共にさまざまな国の文化や言語、衣食住等について理解を深める学習等を実施した。中学校では、中国からの転入生に対し、日本語の習得や日本での生活に慣れるため、クラスメイトがよく使うフレーズをノートにまとめたり、教室にある物の名前を日本語で書いた付箋を貼り付けたりして、クラスの雰囲気を醸成した取組もあった。（多文化共生教育）
- ⑤県下でも本市の10代での妊娠、出産率が高いという現状に対し、こころの教育推進事業等において、「予期せぬ妊娠」「デートDV」「性的マイノリティ」といった「性」に関するテーマで、外部講師を招いた講演会を実施する等、理解を深めた。受講した生徒からは、「自分たちが生まれてくる確率と、全く同じ人はいない（「自分は唯一無二の存在であり、全く同じ感情や考えを持った人間は生まれてこない）」ということを知り、自分や他の人を大切にしようと思った。」「自分の勝手な気持ちで好きな人に無理やり性を求めるのはいけない」「デートDVに遭った時の対処方法が分かった。」「思いがけず妊娠して中絶する人の数が自殺や交通事故死の数より多いことに驚いた。」「話を聞いて、家族や友だちでお互いを尊重し合える関係でいたい。」等の感想がみられ、自分や周囲の存在がかけがえのないものであることを再認識する機会となったとともに、課題への関心と今後の自分自身の行動に対する意識が高まった。（男女共生・性教育【R3(2021)心の教育推進事業性教育講演件数 小10校 中12校】）＜関連：4(1)（教職員）⑤自主研修グループの支援＞
- ⑥いじめの認知件数は、各学校のきめ細やかな対応のため、年々、増加傾向にある。その中でも、SNSやインターネットを介してのトラブルが課題となっていることから、通信事業者の職員や大学教員、警察官等を招き、スマートフォン等を持ち始める小学校中学年から所持率の高い中学生を重点的に、SNSやインターネットの適切な使用方法について学習する機会を設けた。令和4(2022)年度は、高等学校にも拡充し、取組を進めていく。（いじめ防止）＜関連：4(1)（教職員）②いじめ防止＞
- ⑦スマホサミット（小中高5校参加）を通じて、市内の現状や様々な課題を把握し、異校種で話し合いをすることで多様な価値観があることを理解した。その後、参加校は、生徒会や児童会を中心にスマホサミットで学んだことを新聞等にまとめ各校で報告した。さらに各校の実情に合わせてスマホ3か条などを主体的に作成し、子どもたちの視点で校内に広めた。具体的には「会話の最後にはグッドスタンプ」や「相手の気持ちを考えて発信しよう」「自分で決めた時間を守ろう」などお互いを思いやるルールづくりに取り組んだ。（情報モラル教育【R3(2021)いじめ認知件数 小4262件 中643件 高24件】）

【課題】

- ③情報モラルの向上については、毎年継続して研修等を行っていく必要がある。また、スマートフォンの利用についてのルールづくりについては、保護者や地域も巻き込んで、学校と家庭が一緒になって考えていく必要がある。（情報モラル教育）

今後の取組・方向性

- ④多文化共生教育については引き続き、異なる文化を持つ人々を受容し、共生できる態度・能力を育てるための学習に取り組むとともに日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の迅速化と充実を図る。（多文化共生教育）
- ⑤情報モラルについては、学校と家庭が連携してルール作りに取り組んでいく必要があることから、各校で実施する情報モラル向上に向けた学習の機会に保護者にも参加を促す。また、スマホサミットに保護者の代表にも参加してもらい、大人の意見も聞きながら誰も傷つけない安心安全なインターネット社会の実現に向けた取組をさらに進める。（情報モラル教育）

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（2）】

方向性(2) 地域における人権教育・啓発

モニタリング指標

人権講座受講前よりも「人権への関心がさらに高まった」と回答した参加者の割合【83.6%】（R3(2021)各人権講座受講者アンケートより）

新しい視点や気づきを得る

R 3 (2021)の取組

- ① マジョリティ特権（ある社会集団に属していることで劣らなくして得られる優位性）をテーマに講座を実施し、人権を「思いやり・やさしさ」という心がけの問題ではなく、自分にもかかわる問題として考えることができた。平日の夜にオンラインとスクリーンで観られる会場を用意し、会場には手話通訳も配置したことで、若い層や聴覚障害のある方まで、幅広い層に参加してもらうことができ、マジョリティ特権という新たな視点に気づくことができたとの声が寄せられた。（ダイバーシティ推進課）（生涯学習！推進課）
- ② 身近な暮らしの中での「ふつう」をキーワードに部落差別をはじめとする人権問題について学ぶワークショップを実施し、自らのマジョリティ性に焦点を当て、誰もが知らず知らず差別する側になり得ることについて学ぶことができた。（小田）（地域総合センター）
- ③ 「アフガニスタンの紛争等における現場での活動と私たちにできること」をテーマに、オンラインによる講座を実施し、これまで比較的学ぶ機会の少なかった世界で起きている人権侵害の問題にも意識を向けることができた。（ダイバーシティ推進課）

地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する

R 3 (2021)の取組

- ④ 低下傾向にあった人権啓発事業の参加率を上げるため、施設利用者や登録グループの代表等を交え、意見交換を行なったところ、日本語読み書き教室を施設で実施していたことから、多文化共生への関心が高く、誰もが参加したくなる身近で知名度の高い講師を招いて多文化共生について学びたい旨の意見が出た。意見を反映した講演会をオンラインや複数の会場で実施したところ、多くの参加があった。参加者からは、身近な人権問題への気づきがあったという声や、他の人権講座にも参加したいという声があり、地域住民の学ぶ意欲喚起につながった。（地域総合センター塚口）
- ⑤ P T A等、市民グループによる主体的な学習を推進するための人権教育小集団学習においては、コロナ禍で参集することが難しい中、学習回数や実施方法を昨年度に引き続き緩和し、昨年度と同数の38グループが活動を継続することができた。また、各グループのリーダー向け研修も一般の方が関心のある講座を受講できるよう公開講座とするほか、夏休みに親子を対象とする手話体験講座と聴覚障害をテーマとした映画観賞会を実施する等、学習の機会の提供に努めた。（社会教育課）
- ⑥ 人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の正しい理解を広めることを目的に活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会においては、一般市民向け啓発として講演会を開催するほか、コロナ禍で一堂に会さず行える啓発活動として「人権マンガ」を市民から公募し、作品展や優秀作品の表彰、同会の広報誌等への掲載を行ない、人権マンガの制作や鑑賞を通じて、人権問題に対する学習と気づきにつなげている。（社会教育課）

教育委員会

地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む（学べる工夫をする）

R 3 (2021)の取組

- ⑦ 地域の小学校（聴覚障害児学級）や尼崎ろうあ協会と協力して、夏休みに子どもも一緒に参加して手話に触れるための教室を実施したことにより、聴覚障害を身近に感じてもらう機会となった。（中央）
- ⑧ 阪神昆陽高校が初の試みとして「性的マイノリティ」、「聴覚障害」、「加齢」などをテーマとした公開授業を開催するにあたり、地域課として地域住民への情報提供、授業への参加、また授業の振り返りの会でコーヒーを振る舞うといった話しやすい雰囲気づくりを支援したりして、地域とともに学ぶ機運を高めた。（武庫）
- ⑨ 令和3(2021)年度の「じんけんを考える市民のつどい」では、「外国籍住民」をテーマにカメルーン生まれ姫路育ち

の講師を迎え「アフリカ少年が日本で育った結果」と題した講演会を実施し、外国籍住民人を身近な存在として感じ、多文化共生について学びきっかけとすることができた。また、「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会（尼崎人権擁護委員協議会・神戸地方法務局尼崎支局・市の人権担当課（市長部局と教育委員会事務局）・尼崎人権啓発協会）」において、テーマや講師選定、当日の運営まで一体となって取り組むことで、人権擁護委員と市職員等が顔の見える関係を構築することができた。また、当日の運営には経済部局も参画して経済団体や労働団体にも参加を呼び掛けたり、令和3(2021)年から本事業を新規採用職員研修として位置付けたりしたことから、多様な年代の方々に参加してもらうことができた。（ダイバーシティ推進課）

- ⑩差別の解消と人権思想の高揚を図るため、地域課、社会福祉協議会、民生児童委員、小・中学校連合育友会、子ども会、老人クラブ、保護司会、少年補導委員、消防団、農会、部落解放同盟等で構成する人権啓発推進委員会を各地域総合センターで運営しており、人権学習会や合同研修会、人権啓発機関紙の発行と、人権週間期間中に街頭啓発活動を実施し、同委員会の人権啓発意識の高揚とともに、地域住民へ人権の気づきに向けた働きかけを行った。（地域総合センター担当）

- ⑪PTA等、市民グループによる人権教育小集団学習においては、グループのメンバーで学習したいテーマを選び、年間計画を立てて取り組んでいる。また、学習会では、社会教育指導員（会計年度任用職員）が教材や講師選定、テーマ設定が幅広いものとなるよう助言をするほか、小集団学習会のグループリーダーや人権擁護委員等の経験を有する人権啓発推進リーダーが学習会に参加し、助言や運営に係るサポートを行っている。（社会教育課）

教育委員会

とにかく読んでもらえる啓発資料

R3(2021)の取組

- ⑫「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」について、イラストを用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成した。また、市民向けの人権啓発講座等で活用するなど広く周知するとともに、人権教育等に活用してもらえるよう全教職員や事業者にも配付した。（ダイバーシティ推進課）
- ⑬令和4(2022)年3月に策定した「第4次男女共同参画計画」では、ジェンダー平等に関する日常の1コマをイラストで表現するなど、市民が手に取ってジェンダー平等へのイメージが付きやすい工夫した。（ダイバーシティ推進課）
- ⑭学校園を中心に広く市民に配布する啓発リーフレットは子どもと保護者がともに学習できることを意識し、字の大きさやレイアウト、イラストを工夫してA3折の4ページの読みやすいものとしている。令和3(2021)年度は聴覚障害について学ぶため「きこえないってどんなこと～聞こえない普通、聞こえる普通、「普通」ってみんな同じ?～」をテーマとし、聴覚障害者とのより良いコミュニケーションの取り方について聴覚障害を持つ方からも助言を得て作成するとともに障害を個人の問題ではなく社会の問題と考える社会モデルについて掲載し周知を図った。（社会教育課）
- ⑮人権意識の高揚を図り、人権・同和教育の正しい理解を広めることを目的に活動する尼崎市人権・同和教育研究協議会の広報誌「つながる」においては、「じんけんまなぶ本」についてイラストを活かしてダイジェストで紹介するほか、啓発活動として募集した「人権マンガ」の優秀作品を掲載し、親しみやすい紙面づくりを行った。（社会教育課）

教育委員会

【課題】

- ①上記視点にもとづく啓発事例が見られているが、こうした取組を全市的に広げていく必要がある。
- ②多様化する人権問題に対応するため、継続的に様々な人権問題をテーマとして市民の気づきや学びにつながるような講座・啓発等を実施していく必要がある。
- ③抽象的なものや難しいものと捉えられがちな「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。
- ④人権教育小集団学習は、メンバー同士が意見交換を行える効果的な学習会であるが、各学校園のPTAで結成されているグループが多いことから、最近のPTA活動のスリム化によりグループ数が減少している。また、人権教育小集団学習を市民主体の学習会とするため、助言者として市民で一定の経験があり、人権教育に熱意のある人を人権啓発推進リーダーとしているが、担い手の育成が必要である。

教育委員会

今後の取組・方向性

教育委員会

- ①多様化する人権問題に対応するため、継続的に様々な人権問題を取り上げ、市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を実施していく。
- ②地域住民との普段からの関わりの中から、地域のニーズを捉えた講座の実施や、庁内外問わず、多様な団体との連携を活かした講座を実施していく。
- ③各地域課や他部署の取組を共有し、良い取組は積極的に取り入れ、地域住民が興味関心を持てるような工夫を行う。
- ④委託から補助に転換した尼崎人権啓発協会事業については、市と協会との協働事業として位置づけ、事業の実施状況について互いに確認し、効果的な事業展開を行っていく。
- ⑤PTA等、市民グループによる人権教育小集団学習は、人権を学習するきっかけや市民主体の学習活動の場であるが、PTA活動と同様に参加が困難な保護者が増えていることから、参加者の負担軽減を図るため実施条件をさらに緩和するとともに、PTAが実施している人権委員の活動等、類似する学習会との融合について検討する。
- ⑥人権教育小集団学習の中から人権啓発推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。
- ⑦尼崎市人権・同和教育研究協議会と協力しながら、人権課題を「誰かのこと」ではないということを親しみやすい形で啓発していく。

展開方向3 あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進【3（3）】

方向性(3) 事業者（企業）における人権研修・啓発

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R3(2021)の取組

- ①令和3(2021)年度に認定した男女共同参画推進事業者について、ワーク・ライフ・バランスに関する研修を県のひょうご仕事と生活センターと協力して行い、当該センターが実施している助成金等、取組を推進するための情報提供も併せて行った。（ダイバーシティ推進課）
- ②尼崎地域産業活性化機構を通じて、外国人材を受け入れる企業向けに「在留資格」や「やさしい日本語」について学ぶセミナーを実施し外国人の雇用に向けた事業者の理解を進めた。（地域産業課）
- ③尼崎市内に本社及び事業所をもつ企業が人権・同和教育の正しい理解と認識を深め、企業内における人権・同和教育の自主的・継続的学習の促進と人権・同和教育の推進を図ることを目的に合同で研修会等を実施した。令和3(2021)年度は、企業における就職差別をなくすため「部落差別解消推進法の意義と今後の課題」や、「ネット（SNS）社会の人権と企業」、「企業現場から見たメンタルヘルス対策」などをテーマに実施した。（会員企業数：151社（令和3(2021)年度末））（しごと支援課）
- ④各地域総合センターでは、地域の企業の要請に基づき、企業向け人権研修の支援協力を行った。令和3(2021)年度は6社（地域総合センター担当）

今後の取組・方向性

- ①社会情勢の変化に応じたテーマ選択を行う。
- ②人権啓発リーフレット等事業者に積極的な情報提供や周知を行う。ALL Yを増やす市の取組についても啓発していく。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（1）】

方向性(1) 市職員（・教職員）への人権研修

市職員

モニタリング指標

「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができなかった」と回答した市職員の割合【R4(2022)~実施】（人権研修後アンケートから）

「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる職員の割合【R4(2022)~実施】（ストレスチェックアンケート調査から）

職員は人権を実現する責務を負うことを自覚する

※人権が守られていないとき、人権を守るため能動的に行動することを「人権を実現する責務」と表現した。（市職員は、差別をしないだけでなく、差別をなくす役割を担っている。）

R3(2021)の取組

① 所属長研修（マジョリティ特権）

全所属長を対象に、「人権とは何か」といった基本的な内容や「マジョリティ特権（その集団にいてことで、苦勞せず得ることができる優位性）」といった考え方に関する人権研修を実施するとともに、各職場において伝達研修を行い、知識の共有や意見交換をする中で職員の意識醸成を図った。

② 係長級以上研修（ハンセン病）

係長級以上の職員を対象に、「ハンセン病～公務員としての課題と責務～」をテーマの人権問題研修を実施し、ハンセン病及びハンセン病に係る政策等を正しく理解するとともに、公務員が法に基づき行った施策等が結果として人権を侵害していた歴史を振り返り、改めて公務員としての人権意識を見直すきっかけとした。＜関連：2(2)⑥ハンセン病問題＞

③ 新規採用職員研修（フィールドワーク）

新規採用職員を対象に、世界人権宣言や尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例の考え方等の基本的な内容に加え、同和問題について学ぶため地域総合センターと連携して、フィールドワークを取り入れた研修を行い、人権を考える動機付けを行った。

④ インターネットモニタリング研修

インターネットモニタリングを活用した人権研修では新規採用職員に加え、新たに課長補佐・係長級職員にも対象を拡大し、幅広い職層への意識醸成を図った。＜関連：2(2)⑥インターネット上の差別書込みへの対応＞

⑤ 研修外での新しい気づきや学び

子育て支援やジェンダー問題などに取り組む市内のNPOが、経済的理由から生理用品が買えない「生理の貧困」の解消に向けた取組として、市内の公立小中高等学校、特別支援学校、朝鮮人学校に生理用品の配布を行うにあたり、各地域課が各学校への配布を行った。この取組を通じて、特に男性が気づきにくい女性の体や生理の貧困問題について、地域担当職員及び学校関係者への啓発に繋がった。（全地域課）生理の貧困対策

⑥ 地域総合センターによる新転任研修

毎年人事異動等により、人権担当部署や地域課、保健福祉センター、保育運営課、幼稚園・小中学校教員など、地域総合センターに関係する職場に転任してきた職員や教員を対象に、部落差別（同和問題）の正しい知識や地域総合センターの役割などを理解するために新転任研修を実施している。この研修は、同和問題に対する基調講義をはじめ、地元の歴史などを学ぶ座学とセンター周辺を視察するフィールドワークにより、理解を深める人権研修で、令和3(2021)年度は各地域総合センターで合計12回実施した。（地域総合センター担当）

【課題】

- ①すべての職員には市民の人権を実現するという姿勢が十分浸透していない状況である。
- ②人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題として捉えるのではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。
- ③人権に関する知識不足により相手を傷付けてしまい、信頼関係を損なうといった事案が起こっており、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担う市職員として、さまざまな人権問題の知識を備える必要がある。
- ④「マジョリティ特権」という視点を知り、自らの「特権」に気づくことが重要である。
- ⑤相手も自分も尊重したコミュニケーションスキルを身に付ける必要がある。

今後の取組・方向性

- ①新規採用職員や新任役職者研修などの階層別研修において、引き続き、基本的な人権理念を学ぶとともに、マイクロアグレッション（無意識の偏見や差別によって、悪意なく誰かを傷つけること）やマジョリティ特権などの考え方について理解を深める。
- ②多様化する人権問題のうち、とりわけ性の多様性への理解促進に重点を置いた研修を実施し、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決にむけて共に歩む人を示す ALLY（アライ）を職員の中に増やすとともに、SOGI（性的指向、性自認）ハラ相談窓口を設置するなど、誰もが働きやすい環境づくりを進める。
- ③アサーティブ（自分の主張を一方向的に述べるのではなく、相手を尊重しながら適切な方法で自己表現すること）コミュニケーションを身につけるための研修等を企画・実施する。
- ④人権問題解決のために主体的に考える職員を育成するため、「ひょうご人権総合講座」に職員を派遣する。

職員自身の人権を守る意識の醸成

R 3 (2021)の取組

- ①「職場お悩み相談」の庁内周知を図り、気軽に相談できる体制を整えたことで相談件数が増加し、職場環境に関する現場の実情把握がより図られた。

今後の取組・方向性

- ⑤「職場お悩み相談」等で把握した、組織風土の課題や職場でのコミュニケーション不足、マネジメント等の課題を解決するため、風通しのよい職場づくりに向けた取組を進めていく。

学びやすい環境づくり

R 3 (2021)の取組

- ②オンライン形式で実施した人権研修について、後日、動画配信を行うことで学びの共有を行った。

今後の取組・方向性

- ⑥誰もがいつでも人権について学ぶことができるよう、様々な人権研修の動画をアーカイブ化し、共有していく。

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（1）】

方向性(1)（市職員・）教職員への人権研修

教職員

モニタリング指標

「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合【93.0%】（教育総合センター主催の人権研修後アンケートから）

学びやすい環境づくり

R3(2021)の取組

集合及びオンライン形式でも人権研修を実施した。

子どもの権利条約を含め人権教育に関する知識を深める

R3(2021)の取組

① 初任者研修

初任者研修を実施し、教員としての人権意識を高めるとともに、人権教育における指導のあり方（人権教育を通じて育てたい資質・能力）への理解を進めた。研修の中で人権教育に係る講話を実施し、「子どもの権利条約」や「人権文化いきづつまちづくり条例」等について学んだ。

② いじめ防止

いじめ防止に繋げていくための研修として、生徒指導担当の教員を対象に「児童生徒と教師のここを守るために～SOSの受け止め方～」や「人権教育研修講座」「子ども理解のための研修講座」等を実施し、いじめに関する感度の向上を図った。＜関連：3(1)【R3(2021)の取組】⑥＞

③ 体罰防止

体罰防止研修として、管理職、教職員、部活動指導教員を対象に各2回、合計6回の研修を実施した。各対象の研修において、「体罰等防止ガイドライン」を周知するとともに、管理職対象の研修では、前期に「体罰防止チェックシート」を各学校へ配付、後期には各校の取組の情報交換を行い、教職員、部活動指導教員を対象とした研修では、本市の子どもの人権アンケートを踏まえた事例を活用した。こうした取組を通して、組織運営やコーチング理論、ストレスケアやアンガーマネジメント等について学んだ。

④ 校内研修

「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「性的マイノリティ」をテーマにした人権教育研修講座を実施するとともに、全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、「子ども」「性的マイノリティ」・「部落差別（同和問題）」等のテーマで校内研修を実施したり、コロナ禍で授業参観の実施が難しい中、道徳や人権の公開授業を行ったりし、教員の指導力向上を図った。

⑤ 自主研究グループの支援

自主研究グループの活動（NPO法人性暴力被害者支援センターの田口奈緒先生を講師として性教育に関する研究を進め、モデル授業案の作成等に取り組む）を支援することで、グループは「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」等に関する理解を深めることができた。＜関連：3(1)【R3(2021)の取組】⑤、【今後の取組】②＞

⑥ 尼崎市人権・同和教育研究協議会

同協議会に設置されている専門部の活動において、教員が4専門部（就学前（保育所・幼稚園）・小学校・中学校・高等学校）に各々所属し、各学校園で実施する人権教育について情報共有を行うとともに輪番制により、同協議

会の実践研究大会で事例発表を行っている。また、各専門部における部会や報告書の作成等を通して、各教員自身が所属する学校園の人権教育の目標や成果、課題について理解を深めるとともに、他校園の取組について情報を共有している。（社会教育課）

⑦ 地域での学習（部落差別（同和問題）に関する学習）

- ・ 部落差別（同和問題）の知識を持つ教職員が減り、子どもたちに正確な知識を教えることが困難となってきたという地域の教職員の声を受け、塚口中学校（オンラインと併用）尼崎北小学校、塚口小学校を会場として、会場の学生、教職員、地域住民を対象とした講座を実施し、部落差別について共に学ぶことができた。（立花）人権学習推進事業
- ・ 上記同様に、教職員が部落差別（同和問題）について学ぶ必要があるという学校からの声を受け、尼崎人権啓発協会から講師を派遣し、尼崎市立尼崎高等学校の教員を対象に部落差別（同和問題）について研修を実施することができた。（ダイバーシティ推進課）

【課題】

- ① 教員のいじめに関する感度を向上させる機会をさらに充実させる必要がある。
- ② 「体罰等防止ガイドライン」の周知が、引き続き必要である。また、令和3(2021)年度は具体的な事例を盛り込んだが、実践に生かせるようにより具体的な内容を増やす必要がある。
- ③ いじめ、体罰、不登校、虐待等、子どもを取り巻く様々な人権問題や多様化する問題に応じて、時宜にかなった研修を企画・立案する必要がある。
- ④ コロナ禍の中、参集型の実践研究大会の実施が難しくなっているが、事例発表等による情報共有は、教員同士が比較的身近な事例を通して人権教育に関する知識を深めることにつながるため、参集型ではなくとも継続して実施していく必要がある。（社会教育課）
- ⑤ 部落差別（同和問題）について知識のない職員・教職員が増えており、正しい知識を得られるよう研修を実施していく必要がある。（教職員学び支援課、ダイバーシティ推進課、地域総合センター担当、その他各地域での人権学習）

今後の取組・方向性

- ① 初任者研修において、子どもたちの望ましい行動を育てる支援（ポジティブ行動支援）の方法を学ぶ研修を新たに追加する。また、全校園種において教職員一人ひとりがいじめに対する感度を上げ、いじめの早期発見、対応等に向けた体制の強化につなげていけるよう、より効果的な研修を実施する。さらに、高等学校教職員へのいじめに関する研修の強化を図る。
- ② 「体罰等防止ガイドライン」に沿った上で、具体的事例を盛り込んだ研修を実施する。また、令和2(2020)年度から開始した特別研修の締め括りの年度であり、学んだことが実践に生かせるような研修とする。
- ③ 尼崎市人権・同和教育研究協議会実践研究大会については、紙面発表等により事例発表を継続するほか、コロナ禍の状況によってはオンラインの活用についても検討する。（社会教育課）

展開方向4 市職員・教職員等への人権研修

【4（2）】

方向性(2) 人権とかかわりの深い特定職業従事者への人権研修

【特定職業従事者】

求められる役割と社会情勢を踏まえたテーマで学ぶ

R3(2021)の取組

- ① 地域包括支援センターでは、ケアマネジャー等に対し高齢者虐待マニュアルを周知するとともに、研修を実施し、高齢者虐待の認識や虐待発見時の対応等に関する理解を深めた。
- ② 民生児童委員に対しては、新任研修を実施し、福祉関連施策や避難行動要支援者の避難支援について学ぶとともに、連絡会議の場も活用しながら、地域活動に必要な人権意識の醸成に努めている。

【課題】

- ① 高齢者の増加に伴い、認知症、権利擁護や虐待といった支援が必要な課題が増加・多様化している。
- ② 新型コロナウイルス感染者への偏見や差別など、社会情勢の変化に伴い新たに生じる様々な人権問題への対応が必要である。

今後の取組・方向性

- ① 各地域包括支援センターの質の平準化を目指すとともに、課題への対応力向上に取り組んでいく。
- ② 人権問題にかかるリーフレットも活用しながら、コロナ禍でも実施できる研修方法の検討を進める。